

日本ミニバスケットボール連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は、日本ミニバスケットボール連盟といい、英語表記を Japan Mini Basketball Federation (略称 JMBF) と称する。

第2条 本連盟の事務局は、常任理事会の指定するところに置く。

第2章 組織

第3条 本連盟は、別に定める加盟登録規定により、都道府県ミニバスケットボール連盟（以下「都道府県連盟」という。）に加盟登録したチーム及び個人によって組織する。

第4条 本連盟にブロック連盟を設け、ブロックの区分については、別表1のとおりとする。

第5条 本連盟は、日本におけるミニバスケットボール界を代表して公益財団法人日本バスケットボール協会に加盟する。

第3章 目的

第6条 本連盟は、ブロック連盟及び各都道府県連盟を統括し、日本におけるミニバスケットボール競技の普及、発展及び技術の向上を図るとともに、心身共に健全な児童の育成と指導者の資質の向上に努めることを目的とする。

第4章 事業

第7条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 交歓ゲーム又は競技会の開催
- (2) ミニバスケットボールの技術の調査及び研究
- (3) ミニバスケットボールに関する講習会の開催
- (4) ミニバスケットボールの規則並びに審判技術の調査及び研究
- (5) ミニバスケットボールの指導者及び審判員の育成
- (6) ミニバスケットボールの宣伝、啓発及び広報活動
- (7) ミニバスケットボールの施設並びに用具の調査及び研究
- (8) その他、本連盟の目的達成のための事業

第5章 役員等

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名

副理事長	若干名
事務局長	1名
常任理事	20名以内
全国理事	47名
監事	2名

第9条 役員は次により選出する。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長は、前常任理事会の推薦に基づき選出し全国理事会で承認する
- (2) 常任理事は各ブロック及び都道府県連盟から推薦された者で会長がこれを任命する
- (3) 全国理事は各都道府県連盟から推薦された者で会長が任命する
- (4) 監事は常任理事会の推薦に基づき会長が任命する

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、総理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 理事長は、常任理事会を代表するとともに、本連盟の業務を統括する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その業務を代行する
- (5) 事務局長は、本連盟の会務を処理する
- (6) 常任理事は、本連盟の業務を審議し、執行する
- (7) 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する
- (8) 全国理事は、本連盟の目的を達成するための事業を決定又は承認する

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、任期途中においても第9条の手続きを経て補充できるものとする。ただし、補充された役員は、前任者の残任期間とする。

第6章 名誉顧問、顧問、参与及び委員

第12条 本連盟に、名誉顧問、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び参与は、本連盟に功労のあった者のうちから、常任理事会及び全国理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第13条 本連盟の円滑な業務遂行のため、常任理事会に専門委員会を置くことができる。

- 2 委員は、常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第7章 会 議

第14条 本連盟に次の会議を設ける。

- (1) 全国理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 役員会
- (4) 専門委員会

第15条 全国理事会は、毎年1回会長が招集し開催する。又、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

第16条 全国理事会は、第8条の役員で構成し、定足数は3分の2とする。尚、欠席の場合は委任状をもって出席とみなす。

第17条 全国理事会は会長が議長となり、次の事項について審議又は承認する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 役員
- (3) 事業計画
- (4) 規約の改廃
- (5) 常任理事会への付託事項

第18条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び常任理事並びに監事で構成し、会長が招集する。

第19条 常任理事会の定足数は3分の2とする。尚、欠席の場合は委任状をもって出席とみなす。

第20条 常任理事会は会長が議長となり、次の事項を審議又は承認若しくは執行する。

- (1) 全国理事会への付議事項
- (2) 全国理事会からの付託事項
- (3) 専門委員会への付託事項
- (4) その他必要事項

第21条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長並びに会長が指名する常任理事で構成し、会長が招集する。

第22条 役員会は、会長が議長となり、常任理事会への起案又は審議事項の協議を行う。

- 2 緊急を要する案件に関しては、専決処分できるものとするが、この場合、常任理事会で報告し承認を得なければならない。

第23条 専門委員会は、担当する常任理事及び委員で構成し、常任理事が委員長となり、委員長が招集する。

第24条 専門委員会は、委員長が議長となり次の事項を審議又は執行する。

- (1) 常任理事会からの付託事項
- (2) 常任理事会への付議事項

第 25 条 全ての会議の決議は、多数決によるものとし、可否同数の場合は、議長の決定による。

第 8 章 登 録

第 26 条 本連盟に加盟登録するチームは、別に定める加盟登録規定により、所属する都道府県連盟を経て登録しなければならない。

第 27 条 本連盟に加盟登録し、且つ、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録していないチーム又は個人は、本連盟の主催する行事に参加することができない。

第 28 条 登録年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

第 9 章 賞 罰

第 29 条 本連盟の普及、発展に顕著な功績のあった者は、功労者規定に基づき表彰する。

第 30 条 本連盟の規約及び附則並びに通達、若しくは、通知事項等に反する行為のあった団体又は個人は、常任理事会の議決により処分を行う。

第 1 0 章 会 計

第 31 条 本連盟の経費は、加盟登録費、協賛金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第 32 条 本連盟の加盟チームは、全国理事会で決定した加盟登録費を納入しなければならない。又、一旦納入した費用は、理由の如何に拘らず返戻しない。

第 33 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

第 1 1 章 補 則

第 34 条 この規約の施行についての細則は、全国理事会の議決を経て別に定める。

第 35 条 規約の改正によって、第 5 章に定める役員が変更される場合は、新役員が決定されるまで、在職者が執行にあたる。

この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日より一部改正。

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日より一部改正。

この規約は、平成 14 年 3 月 28 日より一部改正。

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より J B A 法人名変更。

この規約は、平成 26 年 5 月 10 日より一部改正。

この規約は、平成 27 年 5 月 9 日より一部改正。

第6条の別表1
ブロック連盟

ブロック	所属都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
北信越	長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県
東海	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県